

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 6月22日
【会社名】	株式会社サカイ引越センター
【英訳名】	Sakai Moving Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 哲康
【本店の所在の場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 真鍋 彰郭
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 真鍋 彰郭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月18日開催の当社第39回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円（創業45周年記念配当5円含む）

総額528,743,200円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその総額

別途積立金 1,000,000,000円

減少する剰余金の項目とその総額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由は次のとおりであります。

今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除及び所要の変更を行うものであります。

上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田島憲一郎、田島哲康、中野秋代、田島通利、山野幹夫、居倉義文、難波哲治、増田恒雄、真鍋彰郭、飯塚健一及び井崎康孝を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として前川憲三、富田英孝、長野智子を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として高橋正哉を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額36百万円以内とするものであります。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	180,019	38	0	（注）1	可決（91.51%）
第2号議案	174,005	6,052	0	（注）2	可決（88.45%）
第3号議案				（注）3	
田島 憲一郎	176,849	3,207	0		可決（89.90%）
田島 哲康	178,145	1,911	0		可決（90.56%）
中野 秋代	178,909	1,147	0		可決（90.95%）
田島 通利	178,911	1,145	0		可決（90.95%）
山野 幹夫	178,911	1,145	0		可決（90.95%）
居倉 義文	178,913	1,143	0		可決（90.95%）
難波 哲治	178,913	1,143	0		可決（90.95%）
増田 恒雄	178,901	1,155	0		可決（90.94%）
真鍋 彰郭	178,913	1,143	0		可決（90.95%）
飯塚 健一	178,911	1,145	0		可決（90.95%）
井崎 康孝	179,591	465	0		可決（91.29%）
第4号議案				（注）3	
前川 憲三	178,623	1,433	0		可決（90.80%）
富田 英孝	150,767	29,290	0		可決（76.64%）
長野 智子	179,595	461	0		可決（91.29%）
第5号議案	149,575	30,482	0	（注）3	可決（76.03%）
第6号議案	179,959	98	0	（注）1	可決（91.48%）
第7号議案	179,956	101	0	（注）1	可決（91.48%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上